

公益社団法人宮城県獣医師会の退職金規程

(適用範囲)

第1条 就業規則第34条に定める職員の退職金については本規程による。ただし、公的機関を退職し、この法人へ紹介により再就職した職員には本規程を適用しない。

(支給)

第2条 職員が次の事由により退職をする場合は、退職金を支給の対象とする。

- (1) 死 亡
- (2) 傷 病
- (3) やむを得ない業務上の都合による解雇
- (4) 定 年
- (5) 自己都合

(退職金共済契約)

第3条 退職手当の支給は、会が各職員について勤労者退職金共済機構（以下「機構」という）との間に、退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

- 2 退職金共済契約の掛金月額、職員において各人の勤続年数に応じて変動するものとし、勤続年数ごとの掛金月額は別表のとおりとする。
- 3 新規に雇い入れた職員については雇い入れより6ヶ月を経過した月の翌月に、機構と退職金共済契約を締結する。
- 4 就業規則に定める休職期間（ただし、育児休業および介護休業を取得した期間を除く）および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤日数が当月の所定労働日数の2分の1を超えた場合、当月分の掛金納付を停止する。

第4条 退職金共済契約は、職員を対象として、別表に定める掛金月額によって締結し、原則として、毎年4月に掛金を改定する。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(退職金の調整)

第6条 この規程の実施日の前日において在籍している職員については、中退共から支給される退職金の額が旧規程を適用して算出された退職金額を下回る場合は、その差額を会が直接支給とする。

(退職金支給の除外)

第7条 次の各号の1に該当する者については退職金を支給しない。

- (1) 勤務6ヶ月に満たない職員
 - (2) 懲戒解雇された者
- 2 職員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、機構から支給される退職金について、会はその減額を申し出ることがある。

(退職慰労金)

第 8 条 在職中に勤務成績が優秀であった者、および特に功労のあった者に対しては慰労金を支給することがある。なお、その額についてはその都度定める。

(受給権者)

第 9 条 職員が死亡した場合の退職金又は退職慰労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲および支給順位については、労働基準法施行規則第 4 2 条から第 4 5 条の定めるところを準用する

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から改定施行する（令和 6 年度第 6 回理事会承認）。
- 4 この規程を改廃する場合は、職員代表者の意見を聞いて行う。

別 表

11 年以上勤務者		6 年～10 年勤務		～ 5 年勤務	
基本給額	中退共掛金	基本給額	中退共掛金	基本給額	中退共掛金
40001 円～60000 円	6000 円	50001 円～75000 円	6000 円	66667 円～100000 円	6000 円
60001 円～80000 円	8000 円	75001 円～100000 円	8000 円	100001 円～133333 円	8000 円
80001 円～100000 円	10000 円	10001 円～125000 円	10000 円	133334 円～166666 円	10000 円
100001 円～120000 円	12000 円	125001 円～150000 円	12000 円	166667 円～200001 円	12000 円
120001 円～140000 円	14000 円	150001 円～175000 円	14000 円	200001 円～233333 円	14000 円
140001 円～160000 円	16000 円	175001 円～200000 円	16000 円	233334 円～266666 円	16000 円
160001 円～180000 円	18000 円	200001 円～225000 円	18000 円	266667 円～300000 円	18000 円
180001 円～200000 円	20000 円	225001 円～250000 円	20000 円	300001 円～333333 円	20000 円
200001 円～220000 円	22000 円	250001 円～275000 円	22000 円	333334 円～366666 円	22000 円
220001 円～240000 円	24000 円	275001 円～300000 円	24000 円	366667 円～400000 円	24000 円
240001 円～260000 円	26000 円	300001 円～325000 円	26000 円	400001 円～433333 円	26000 円
260001 円～280000 円	28000 円	325001 円～350000 円	28000 円	433334 円～466667 円	28000 円
280001 円以上	30000 円	350001 円以上	30000 円	466667 円以上	30000 円